

社会福祉法人 神津島村社会福祉協議会

役員報酬等の支給基準について

●定款 (平成 29 年 4 月 1 日施行) (平成 28 年 11 月 28 日承認)

※抜粋

(評議員の報酬等)

第 10 条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には費用を弁償することができる。

(役員の報酬等)

第 24 条 役員の報酬は、これを支弁しない。ただし、役員には費用を弁償することができる。

●費用弁償の額

社会福祉法人 神津島村社会福祉協議会 役員等の費用弁償に関する規程 (抜粋)

別表

役 員	費 用 弁 償 額	備 考
理 事	1回 3, 000円	
評議員	1回 3, 000円	
監 事	1回 3, 000円	

上記内容については、平成 29 年度定時評議員会において決議承認済。